

|                  |   |
|------------------|---|
| Title            | 〔商法 二九九〕<br>取締役在任中の職務内容の変更と会社による報酬の一方的減額  |
| Sub Title        |   |
| Author           | 宮島, 司(Miyajima, Tsukasa)<br>商法研究会(Shoho kenkyukai)  |
| Publisher        | 慶應義塾大学法学研究会   |
| Publication year | 1989  |
| Jtitle           | 法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.62, No.11 (1989. 11) ,p.116- 122   |
| JaLC DOI         |   |
| Abstract         |   |
| Notes            | 判例研究  |
| Genre            | Journal Article   |
| URL              | <a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19891128-0116">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19891128-0116</a> |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 判例研究

## 〔商法 二九九〕

### 取締役在任中の職務内容の変更と 会社による報酬の一方的減額

大阪地裁昭和五八年一月二十九日判決  
昭和五六年(ワ)三一七二号  
役員報酬差額請求事件  
判タ五五一五号一六二頁

#### 〔判示事項〕

取締役の在任期間中において、常勤取締役から非常勤取締役となるなどその職務内容に変更が生じた場合には、会社は取締役の同意を得ることなく、一方的にその報酬を減額することができる。

#### 〔参照条文〕

商二六九条

#### 〔事実〕

原告Xは、昭和二二年に被告Y株式会社に入社後、監査役、取締役総務部長、常務取締役、専務取締役と順次就任し、昭和四七年七月からは代表取締役社長に就任していたものである。ところが、昭和五五年一月三〇日の株主総会において取締役には再任されたものの、これに引き続いて開催された取締役会においては、代表取締役はもとより役付取締役にもなれず、単な

る常勤取締役となり、Xもしかたなくこれを承諾した。ただ、報酬に関しては、それまでの被告会社に対するXの貢献を考慮して、月額九三万円と定められた。

常勤取締役に就任してからのXの職務については、特定の業務は定められていなかったものの、毎日出勤し、数字の分析、得意先の情報収集等を行ない、また代表取締役当時就任していた日本石鹼洗剤工業会等の理事、監事として、Yを代表して各理事会に出席するなど、Yのために対外的活動をするのであった。

ところが、Xが昭和五五年四月頃から右等の団体の理事、監事を退任したため、Yのために対外的活動をすることがなくなってしまうことや、XがYの経営に協力的でなくなってきたといった事情もあって、Yは、とうとう昭和五五年九月一日開催の取締役会において、Xを常勤取締役から非常勤取締役とし

（月一回開催される定例取締役会への出席のみでよい）、Xもこれを了承した。

Y会社は、Xが非常勤取締役となったことから、その報酬についても減額することを決定し、従来の基準に従って、月額六〇万円とした。但し、これに関してはXの承諾を得ることはなかった。

そこでXが、一旦具体的に定められた報酬の額を一方的に減額することは違法であるとして訴えを提起した。これに対しY会社は、非常勤取締役になることを承諾したことにより新たな委任契約が締結され、その内容として報酬の減額についても合意または黙示の承諾が認められること、職務内容が変更したような場合には、同意を要することなく一方的に報酬の減額をなしうる等として争った。

〔判旨〕 請求棄却。

「株式会社にあつては、その意思決定の最高機関は株主総会であるが、現実の具体的業務執行の意思決定は、取締役によって構成される取締役会によって行われるところ、取締役に、右のように取締役会を通じて業務執行について意思決定に参与するばかりか、同時に業務の監査にも参与するのであつて、そのためには各取締役が右機能を充分に發揮できるようにその地位の安定が図られなければならない。我が国の商法は、株式会社が取締役を解任するには、株主総会の特別決議を要する（商法二五七条）など慎重を期しているのであるが、一旦定められた取

締役の報酬が、その後一部の取締役等によって自由に減額され得るのであれば、右法の趣旨は没却されてしまうことになる。

したがって、一旦定められた役員報酬は、原則として当該取締役の同意がない限り、その任期中に減額することは許されないと解すべきである。しかしながら、株式会社と取締役との関係は、前述の通り委任または準委任の関係にあるから、役員報酬は、基本的には当該取締役の委任事務処理、すなわち、その職務執行に対する対価であると考えられるところ、取締役に代表取締役をはじめ会社の業務執行を担当する取締役と、全取締役が担当する会社の意思決定等のみ参画する取締役とがあり、その担当する業務の内容も異なるから、右業務分担任に応じて各取締役の報酬額に差異を設けることは必ずしも違法ではなく、したがって、取締役がその任期の途中において、当該取締役の承諾の下に従前担当していた業務執行を担当しなくなつてその職務内容に変更が生ずる等の事情の変更があつた場合には、例外的に会社において当該取締役の同意を得ることなく一方的にその報酬を減額することができるのが相当である。」

〔研究〕

一 本件における中心的論点は、標題に示したところから明らかのように、取締役がその在任中に常勤取締役から非常勤取締役に変わるといっては「格下げ」された場合のように、その職務内容に変更が生じた（そうは思わないが）場合に、会社が当該取締役の同意を得ることなく、一方的にその報酬を減額しうるかと

いうことである。

判旨の構成は、まず、取締役の地位の安定を図る趣旨からも、一旦定められた役員報酬は、原則として、当該取締役の同意がない以上は、その任期中に減額しえないとする。これは、近時における判例の流れ（名古屋高判昭和二九・一一・二二下民集五卷一〇九頁、東京地判昭和四四・六・一六金融商事一七五号一六頁、最判昭和三一・一〇・五ジュリ二二号八八頁）に沿うものであり、また学説もこのように主張しはば異論を見ない（田中誠二『再全訂会社法詳論 上』五二九頁、大隅健一郎・山口幸五郎『取締役および代表取締役』総合判例研究叢書商法4五五頁）。

次に判旨は、取締役には、会社の業務執行を担当する業務担当取締役と、意思決定のみに参加する取締役があり、その業務分担に応じて各取締役の報酬額にも差異を設けうるとする。学説では、この点までも意識して論述を展開するものがあるが（矢沢惇「取締役の報酬の法的規制」商事法務二一九号六頁、今までの判例では「各自の重役としての職務の繁閑動意成績等に依り差等を生じ」（大判昭和七・六・一〇民集一一卷一三三号一三六五頁）とするにとどまり、本件判旨のように業務担当取締役であるか否かを具体的判断基準としたり、常勤か非常勤かで職務内容に差が認められるとしたものは見られなかった。判例の流れからすれば当然予想されるところであり、その具体的現われといえる。最後に判旨は、任期の途中において、右に述べてきたような職務内容に変更があった場合には、例外的に、当該取締役の同

意を得ることなく、会社が一方的に報酬の減額をなすことができる。基本的には、冒頭で述べたように、報酬は会社と取締役の間の契約に基づくものであるから、取締役の同意がない限りは減額しえないとしながらも、報酬請求権は職務執行の対価であるという面を重視して、職務内容に変更がある場合には事情変更に当たるとして、例外を認めるものである。任期中のいわば降格という実務的にはきわめて興味深い事例に關して、先例を示したのとして評価することができよう。

二 本件判旨は、原則として、報酬の減額には当該取締役の同意を要するが、例外的な場面においては、会社が一方的にこれをなしうるとする。原則的に同意を必要とする根拠としては、一旦定められた取締役の報酬が、その後一部（例えば多数派）の取締役等によって自由に減額されてしまうようなことがあれば、取締役の地位の安定が図れないというところを求める。そして、例外的な場面において、一方的に減額をなしうる根拠は、これを事情の変更を求めるようである。

しかし、このいづれも十分納得の行く説明とはなりえない。報酬の減額について、合意を要するか、あるいは一方的な決定で足るかは、会社と取締役との間に発生している報酬請求権の把握なしには解答をみつけないものと思われるからである。事情の変更があるまでは、ある一定の法律関係が維持されるというのであるならば、この法律関係から説いて行くことこそ説得的であろう。

ところで、取締役の報酬請求権はどこから発するものであるか。取締役任用契約をもって有償委任と解する見解からは、任用契約の締結によって取締役は当然に会社に対し抽象的な報酬請求権を有することとなるが、定款または総会の決議をもって報酬の額が定められるまではその内容は確定しないとす（報酬額に関する定款、総会の決議は、その範囲内で執行機関に配分の授權を行ない、かつ取締役の有する抽象的報酬請求権を具体的報酬請求権に転化する効果を有する。大隅・山口・前掲書五一―五二頁、星川長七『取締役忠実義務論』一八六頁）。

一方、無償委任とする考え方は、その基本とする立場の相違に従っていくつかに分かれるが（任用契約の締結は代表取締役の行なり業務執行であるから、報酬の決定も本来は業務執行機関の権限に属するとするものと（多数説）、報酬の決定権は取締役の選任権を有する株主総会に属しており、執行機関の権限外であるため、定款または総会の決議による授權をまって、執行機関は任用契約を有償たらしめうるとするもの（倉沢康一郎『会社法の論理』二二四頁）、いずれにしても、定款・総会決議による報酬額の決定が報酬契約の効力要件をなすと考えられるので、この決定がなければ取締役は報酬請求権を有しえないこととなる。

このように、基本とする立場の相違により説明の方法は異なるが、本件に関して言えば、既に具体的に報酬請求権は確定し、任用契約上の債権となっている以上、原則的には、当該取締役

の同意を得ない限りは、既得権の侵害となる（田中・前掲書五二九頁、石井照久『会社法上巻』三二二頁、前掲最判昭三二・一〇・五）。

このように当事者の関係を、両者が契約によって結び付いているから基本的にはこれに拘束されると捉えて、初めて、例外の問題が事情変更として登場してくるのである。つまり、原則として合意を必要とし、例外的に事情の変更があるから一方的決定で足るとの構成をとりたいのであれば、判旨のようにその根拠を法規定の趣旨といったものに求めるのではなく、いわば原則・例外の基礎に通ずる両当事者間の法律関係の把握からこれを考えるべきであったように思われる。そしてそれは別としても、本件が事情の変更を適用して解決すべき事例であったかは問題が残る。

三 つまり、第一に、契約の基礎ないしは前提条件を欠くような場合にこの法理を用いるのであるが、その場面であったのか、第二に、適用の要件を余りに緩和してはいないか、第三に、他の解決で同様の結論には到達しえなかったか等である。

まず、第二の問題に関しては次のように言いうる。仮に、本件の常勤から非常勤への降格が、契約の前提条件ないしは契約成立当時の環境であった事情が変更した場面であるとしても、適用の要件の慎重な検討が必要であったのではないかということである。事情変更が生じさえすれば、いかなる場合にも契約内容の改訂や契約の解除が許されてしまうということであれば、これが頻繁となり、契約によって形成された当事者の関係がき

わめて不安定なものとならざるをえないからである。本件判旨は、職務内容の変更↓事情変更↓契約内容の改訂というきわめて簡単な図式を示すのみであって、その適用要件への合致については何ら説くところがないのである。その根拠を何処に求めにせよ、契約の拘束力すなわち「契約は遵守されなくてはならない」を疑うものはない。この大前提を覆す例外が、このように余りに安易に持ち出されることは考えにくく、そうであればこそ、適用要件については厳重に考慮されなくてはならないこととなるのである（同様の指摘をなすものとして、相原隆・本件判批・早法六〇巻二号一三二頁）。

また、さらにいえば、事情変更の原則の要件が充足された場合に、一方のみの当事者の意思表示によって契約内容を相当な内容に改訂することができるかということも大きな問題である。一般的には、一方の当事者が契約内容の改訂を申し入れ、相手方がこれを承諾すれば改訂が実現するとされている。もちろん、一方的な意思表示によって契約内容の改訂を認める見解もないではないが（五十嵐清「事情変更の原則と行為基礎論」民法の争点二三一頁）、これは結局、裁判官が契約内容を改訂し、少なくとも他方の当事者が拒絶する内容を、当事者に強制することになるという意味で、私的自治を損ねる考えであるといえる（中山充「事情変更の原則」現代契約法大系第 巻七九頁）。最後に述べるところであるが、一方的決定で足るとするためには、他の根拠が考えられてしかるべきである。

四 ここでは、本件が事情の変更となる場面であったかどうかについて考えてみることにする。そして具体的には、本件は常勤・非常勤に関わるものであるが、判旨が業務担当か否かをその立論の根拠としているため、そこについても触れなくてはならない。

ところで、取締役の報酬とは、委任事務処理すなわち職務執行の対価である。そこで取締役の職務とは何かがまず問題とされてくる。現行法上、取締役は機関ではなく、取締役会という業務執行機関の構成員という位置づけである。われわれは、取締役会は会社の業務執行についての全権限を有しており、その意思決定のみでなく執行自体の権限をも有していると考えている（高島正夫『会社法（改訂版）』一五八―一五九頁、倉沢康一郎『商法の基礎』一三四―一三五頁）。従って、その構成員たる取締役の職務としてまず挙げられるべきものは、全取締役が担当する業務執行の意思決定に参画することであり、業務執行を監督することである。しかし、このいずれについても取締役間に職務内容に差異は出てこない。職務内容に差異がない以上、これに応じた範囲での報酬に差異がないのが原則的なあり方である。従って、問題は業務執行そのものについての職務内容の相違についてである。ところで、会社の業務執行をするためには、各種の事実行為や法律行為を遂行しなければならないが、そのうちの法律行為については、代表権をもった取締役の協力が必要となる。つまり、会社の委任に基づいて会社を代表し、法律行為

をなす地位にあるのが代表取締役なのである。このように、現行法に規定のある代表取締役を除いて、会社の業務執行と対外関係を伴わない内部的な業務執行を担当する取締役を通常業務担当取締役と呼んでいる。ただこれは、会社の内部的な業務を担当するものであり、法定のものではないから、任意機関とされる（高島正夫『会社法の諸問題（増補版）』三二五―三五三頁）。しかし、任意であろうと法定であろうと、機関は機関であるから、業務担当取締役のなした行為は会社の行為として評価される。問題は、業務執行機関である取締役会からの権限委託の根拠である。取締役会の決議のみによって、担当職務が定められたような場合には、取締役会の補助者である使用人地位を有するに過ぎない。従って、この取締役が行なう行為は、取締役としての職務執行とは言い難い。一方、定款に根拠があるときは、取締役会の下部機関としての地位を有することになる。まさに、取締役の職務として議決に参画すること、業務執行の監督をすること以外で（法定権限以外の職務）、取締役の地位を前提に報酬を得ることができるのは、こうした根拠をもった業務担当取締役だけである。

そこで問題は、「従前担当していた業務執行を担当しなくなつた」とか、常勤から非常勤へ変わったということが、取締役としての報酬に当然変化をもたらす事柄なのかということである。前者は、まさに述べてきたように、会社の定款にでも制度化されたいわゆる役付取締役でない以上（すなわちこの点こそ

まさにまず明らかにされなくてはならないことである）、本件における認定があつたのみでは、つまりその職務として特定の業務内容は定められていなかったけれど、毎日来て何かを行なっていたというのみでは、取締役会活動の補助者にしか過ぎないような気がするし、後者の用語もまた、業務担当取締役でない平取締役である以上、取締役としての職務内容に変更があつたものとは思われない。取締役として決議に参画することには一切取締役の職務に差異はないものであるし、業務執行の監督という意味では、すべての取締役に注意義務に差がなく責任も同一である以上、ここに差異があるわけではないからである（大山俊彦・本件判批・金融商事七〇〇号五八頁は、両者とも職務内容に変更があつたとする）。

五 最後に、このような問題が生じるのは、要件も不明確なまま事情の変更とその根拠を求めたことに大きな原因があると思われるが、もし判旨のような結論に導きたいのであれば、職務内容の変更によるのではなく、むしろ契約の問題としてこれを処理することがより説得力があつたように思われる。すなわち、Y会社においては、一応の取締役の報酬体系が存在していたのであるし、Xはこれを了知していたものであるから、Xが常勤取締役から非常勤取締役への降格を承諾したときに、同時に報酬の減額についても黙示の承諾があつたものと考えられることである（相原・前掲判批一三三頁も同旨）。

ただ、Y会社の主張のように、Xが非常勤になることを承諾

したことにより新たな委任契約が締結され、その内容として報酬減額にも黙示の合意があったとするのは誤りであって、委任契約の特約をなす部分についてのみ当事者間に合意がみられた

ものと考えるべきであろう。

宮島 司

## 〔最高裁民訴事例研究 二七六〕

昭六三(六)  
(一〇号七一九頁)  
(最高民集四二巻)

競売手続において抹消された所有権に関する仮登記の権利者から仮登記の後に登記を経由した抵当権者に対する代価の不当利得返還請求の可否

損害賠償請求事件(昭六三・一一・一第一小法廷判決)

Aは建物(借地権付、以下「本件建物」という)を所有していたが、昭和四七年一月二四日にBのため同建物に抵当権(債権額三〇〇〇万円、損害金日歩三銭)を設定し、同四八年一月一日にその旨の登記を経由した。

Aは同四八年三月二〇日に本件建物をCに売り渡し、Cは同四九年七月二四日にその買主たる地位をX(原告・控訴人・上告人)に譲渡した。Xは右売買契約に基づく権利を保全するため、同五年一月二一日に同四八年三月二〇日付売買予約を原因とする所有権移転請求権仮登記を経由した。

Aは同五年一月二二日〇日に本件建物をDに売り渡し、同日さらに

DはEに売り渡し、同五年一月一三日にEはAから中間省略登記により所有権移転登記を経由した。Eは同日Y(被告・被控訴人・被上告人)のために本件建物に根抵当権(極度額二億五〇〇〇万円)を設定し、Yは同日その旨の登記を経由した。

Xは本件仮登記に基づく本登記手続をするのに必要な実体的要件を具備したとして、同五年二月二四日にAに対しては本件仮登記に基づく本登記手続を、E及びYに対しては右本登記手続の承諾をそれぞれ求めて訴を提起した。

しかし、Bの競売申立により同五年六月一六日に本件建物について競売開始決定がなされ、その後Yが一億二〇〇〇万円で競落し代金が納付され、右代金から競売費用及び租税債権を控除した金額はBに三六五七万円、Yに八一四三万八六四九円交付された。

そこでXはA、Aの連帯保証人及びAの債務引受人たるDに対して建物売買契約の債務不履行(履行不能)による損害賠償請求を、E及びYに対しては前記本登記手続の承諾請求を不当に抗争したことにより本登記の機会を失わせ競売において代価の交付を受ける機会を失わせたとして不法行為による損害賠償請求を、さらにYに対す